青色活動報告

異業種情報交換会

青年部会主催の異業種情報交換会を、6月30日に開催しました。

総勢30名を超える大変な賑わいとなり、参加者同士で名刺交換を行うフリータイムは大いに盛り上がりました。

足柄上支部「第5回 親子租税教室」

8月27日、中井町・大井町・松田町・開成町のご依頼のもと、4町にお住まいの小学生親子を対象に、第5回親子租税教室を大井町生涯学習センターにて開催。221名の方にご参加いただきました。開催後には、参加した小学生から「初めて税の大切さを知った」などの感想が寄せられました。

「第36回 青色申告・小学生の税の書道展」審査会開催

審査の様子（写真は昨年度）

9月15日、青色会館にて「小学生の税の書道展」審査会を開催。当日は県西2市6町の教育委員会の先生方を中心とする審査員により厳正な審査が行われ、全ての入賞作品が決定されました。なお、詳細は11月号にてご報告致します。

税の基礎知識　医療費控除について

本人又は生計を一にする配偶者その他親族のため医療費を支払った場合、医療費控除の申告ができます。医療費控除の対象となる医療費の範囲は、次のとおりです。

	対象となるもの	対象とならないもの
医師又は歯科医師による診療又は治療の対価	○医師に支払った診療費・治療費 ○入院のために直接して支払う部屋代・食事代等 ○入院ドック等により病気が発見され、引き続き治療を行う場合の入院ドック費用 ○医師の指示や、治療上やむを得ない場合の差額ベッド代 ○行policy人への報酬 ○発育段階にある子供の歯列矯正費用	○医師や看護師への謝礼 ○入院のために購入した身の回り品の費用（寝巻き代、洗面用具代等） ○テレビや冷蔵庫の使用料 ○健康診断・人間ドック費用 ○インフルエンザの予防接種 ○自己の都合で利用した差額ベッド代 ○美容のための整形手術費用 ○行policy人が施療の場合の報酬 ○診断書の作成費用
医薬品等の購入	○医師の処方による薬 ○治療のための薬局で購入した医薬品（風邪薬、鎮痛剤など薬事法に規定する医薬品） ○治療のための必要な医師の指示で装着するメガネの購入費用（病名などを医師が記入した所定の処方箋が必要） ○既入用メガ（医師の作成した「おむつ使用証明書」が有之場合）	○病気の予防や健康維持・増進、美容のため購入したサプリメント、ビタミン剤など ○日常生活用のメガネ・補聴器の購入代 ○防ダニ寝具、空気清浄機の購入費用 ○健康器具の購入代金
治療施設のための交通費	○電車・バス等の公共交通機関の利用料（領収書や家計簿等に記入しておく） ○病状により公共交通機関が利用できない場合のタクシー代 ○効果や、要介護者などに同行する付添人の交通費	○自家用車で通院するためのガソリン代、駐車場代 ○車椅子処置のための交通費 ○タクシー代
あんま・マッサージ	○施術者（あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師に関する法律に規定する施術者）、柔道整復師による施術費用	○資格を持たない者による施術費用 ○健康維持や使れ を癒すためのマッサージや、鍼灸の施術費用
介護保険等	○施設等の施設費には医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、それを参考にしてください。	

次の算式によって計算した金額が控除額となります。

その年中に支払った医療費の額 － 保険金などで補てんされる金額 － 10万円（総所得金額が200万円未満の場合には、その5%相当額） ＝ 医療費控除額（最高200万円）

医療費控除Q&A

Q. 歯列を矯正するための費用は、医療費控除の対象となりますか？

A. 発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために必要な歯列矯正は医療費控除の対象となります。
ただし、いわゆる美容整形のために行ったものには医療費控除にはなりません。

Q. 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となりますか？

A. 要介護度1～5の要介護認定を受け、指定介護老人福祉施設に入所する方が、介護保険による介護を受けることができます。施設サービスを受ける場合、介護及び食費に係る自己負担額を負担しなければなりません。
指定介護老人福祉施設の利用等のうち、介護及び食費に係る自己負担額として支払った額の2分の1に相当する金額が医療費控除の対象となります。
なお、領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されることとなっています。

Q. 介護保険給付の対象となる訪問介護の居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となりますか？

A. 「居宅サービス計画」に基づいて、医療系サービスと併せて利用する場合の自己負担額は医療費控除の対象となります。
なお、領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されることとなっています。

Q. 同居していても家計を別にしている長男の医療費を支払った場合には、医療費控除の対象となりますか？

A. 医療控除の対象にはなりません。
医療費控除は、生計を一にする親族について負担した医療費が対象となります。あなたとご長男は同居はしていますが生計は別であるお状態にあれば、生計を一にしているとはいえません。

Q. 入院費を超える金額の生命保険契約に基づく入院特付金の支払を受けたときは、その超えた部分の金額は他の治療費から差し引く必要がありますか？

A. 他の治療費から差し引いて医療費控除の計算を行う必要はありません。
支払った医療費の金額を上回る部分の補てん金の額は、他の医療費の金額からは差し引きません。

確定申告に関する詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。

地域のお店がお料理届く！
どこどこ
小田原青色申告会の地元密着検索サイト
どこどこ 小田原　検索
事業者向け 掲載料0円
ご入会にご登録すれば、あなたのお店・事業を簡単にインターネットで検索できるようになります！
忙しい方、面倒な方も安心！
取材サービスプラン
初期費用 2,000円 ＋ 取材費用 10,000円
どこどこに出店を掲載したい方は TEL 0465-24-2614

税のカレンダー

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険税（税）の納期限
【第4期分】中井町……10月31日(火)
【第5期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町……10月31日(火)
【第6期分】松田町……10月31日(火)
【第7期分】真鶴町……10月31日(火)

○介護保険料の納期限
【6月分】小田原市……10月31日(火)
【第4期分】中井町・大井町・松田町・山北町……10月31日(火)
【第5期分】南足柄市・開成町・箱根町・真鶴町……10月31日(火)
【第7期分】真鶴町……10月31日(火)

○後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限
【10月分】小田原市……10月31日(火)
【第4期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・真鶴町・湯河原町……10月31日(火)

○市民税・県民税（普通徴収）の納期限
【第3期分】小田原市・南足柄市……10月31日(火)

○町税民税の納期限
【第3期分】中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……10月31日(火)

小田原税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会のご案内

小田原税務署では、事業者の方を対象として、軽減税率制度等に関する説明会を開催します。
多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。
軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入される事業者の方や、消費税の免税事業者の方、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時	開催場所	定員
平成29年11月8日(水)	橘タウンセンターこゆるぎ 2階 こゆるぎホール（小田原市栄町栄町21-3）	99名
平成29年11月13日(月)	湯河原町商工会館 3階大会議室（足柄下郡湯河原町宮上郡1-1）	60名
平成29年11月16日(木)	足柄上商工会館 2階会議室（足柄上郡松田町松田惣領20巻1-2）	70名
平成29年11月22日(水)	真鶴町商工会館 2階研修室（足柄下郡真鶴町真鶴1375-6）	50名
平成29年11月27日(月)	南足柄市商工会館 3階大会議室（南足柄市関本561）	90名
平成29年11月28日(火)	小田原箱根商工会議所会館（小田原市浜町1-21）	160名
平成29年11月29日(水)	山北町商工会館 3階第3会議室（足柄上郡山北町山北1669-36）	50名

14:00～15:30

※Web会議（南足柄市商工会館を除く）への実場の講師、公共交通機関等をご利用ください。
※事前予約は必要ありませんので、確認会場へお越しください。
※説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、確認利用をご協力ください。

お問い合わせは　小田原税務署　法人課税第1部門　0465-35-4511　※お電話の場合、音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。

県税事務所からのお知らせ

10月は個人県民税・市町村民税の第3期分の納期です！

○個人県民税とは
・県の仕事に必要な経費を広く県民の皆様に負担していただく税金です。
・県では、水源環境保全・再生に必要な財源を財源として、個人県民税の超過課税（均等割 300円、所得割 0.025%）分を活用しています（平成29年度～33年度の5年間延長しました。）。

【納める人】

毎年1月1日現在県内に住所がある個人	均等割と所得割
毎年1月1日現在県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村に住所がない個人	均等割

【納める額】（平成29年度）
・均等割……年額1,800円
・所得割……前年の課税所得に対して、4.025%を負担していただきます。

【申告と納税】
申告・納税などの事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村が行います。
・申告期限
申告期限は毎年3月15日です。（所得税の確定申告書を提出した方、給与所得のみの方は、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。）
・納税

給与所得者	6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から天引きされます。
給与所得者以外の所得者	原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。
公的年金等に係る年金所得	年6回の年金支給時ごとに年金から天引きされます。

◇問い合わせ先 小田原県税事務所 事業税課　TEL 0465-32-8000㈹

ご予約はお早めにどうぞ。

会員限定無料相談

要ご予約

税務　☎24-2612

弁護士の法律相談会　10時～12時
10月20日(金)
11月7日(火)
11月17日(金)

弁護士の相続相談会　10時～12時
10月18日(水)
11月15日(水)

税理士の税相談会　14時～16時
10月19日(木)
11月16日(木)

社労士の年金・社会保険相談会　10時～12時
11月14日(火)
12月12日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談会　10時～12時
10月26日(木)
11月30日(木)

日本政策金融公庫の融資相談会　10時～12時
12月6日(水)
※お客さまの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの経営相談会　日時応談
月約 ☎24-2614

会場・納税者センター・青色会館
（ご注意）同一内容のご相談は重複してできませんのでご了承ください。

編集長後記｜お月見といえば十五夜がお馴染みですが、秋の十三夜も美しい月を愛でることができます。10月号では、来年の確定申告がスムーズに進みま